2017（平成29）年1月25日

江戸川区スーパー堤防事業差止め等請求訴訟第一審判決に対する原告団弁護団声明

江戸川区スーパー堤防事業取消訴訟原告団
江戸川区スーパー堤防事業取消訴訟弁護団

本日、東京地方裁判所民事２８部（裁判長岸田日出夫）は、江戸川区スーパー堤防事業差止め等請求訴訟に対し，請求棄却（一部却下）の不当判決を言い渡した。

本件訴訟は、江戸川区北小岩地域に居住する地権者等４名が原告となり、国及び江戸川区を被告として、平成２６年１１月１２日、国に対してはスーパー堤防事業に係る盛土工事の差止めを、国及び江戸川区に対しては、違法なスーパー堤防事業により原告らに生じた精神的苦痛への賠償として慰謝料の支払いを求めた裁判である。

本件訴訟において、原告らは主に、①国には盛土工事の権原がなく、土地区画整理法に違反していること②盛土工事のために原告らは２度の移転を強いられ、居住の自由及び人格権を侵害されていること③スーパー堤防が必要性及び公共性を著しく欠いたものであることを主張し、その工事の差止め及び慰謝料の請求を求めたものである。

本日下された判決は、盛土工事の差止請求について，本件盛土工事が既に完了していることを理由に訴えの利益がないとしてこれを却下し，また，国及び江戸川区に対する慰謝料請求について，本件盛土工事は，国が江戸川区の有する土地区画整理法１００条の２の管理権に基づいて付与された工事権限に基づいてて施行されたものであるから適法であるなどとして，原告らの請求を棄却した。

しかしながら，本判決は以下の通り重大な問題をはらんでいる。

第１に，法文上の「管理」という文言に「工事」を含むことはできないという通常の解釈に反する論理を展開しているところ，その理由として挙げる内容は，スーパー堤防仮換地指定処分取消訴訟（上告中）の判決をそのまま引用しているだけであり，原告らの主張に対して何ら真摯に答えていない。

第２に，この判決は，住民が様々な生活上の不便を感じていることを認めながらも，住民が感じている肉体的・精神的負担は，先行買収に応じることで回避できるとし，地域コミュニティの崩壊は「戻ってこない」という住民の選択の結果として生じる事態であるから，受忍限度の範囲内であるとしてる。これはいずれも本件事業によって深刻な肉体的・精神的損害が避けがたく住民に生じていることについて一顧だにせず，しかも，そのような被害の発生を住民の選択の結果であるとするもので到底許されるものではない。

第３に，スーパー堤防の必要性について，本件地区について超過洪水が発生する可能性は皆無に等しいにもかかわらず，それを無視して「自然現象」であるという抽象的な理由で超過洪水の可能性を認めてしまっている。しかも，スーパー堤防が一部でも整備されれば，その地域を避難場所として活用できる旨も触れているが，一方で超過洪水が生じる可能性を認めながら，他方で，その場所が「避難場所」となるなどという矛盾した論理を平然と述べている。また，高規格堤防事業は，国が従うべき「治水マニュアル」に沿って費用便益を分析すれば，事業廃止の結果になることが明らかであるがために，本判決は高規格堤防事業の費用分析は「治水マニュアル」に従う必要はないなどという驚くべき理由を挙げて，スーパー堤防の必要性を肯定している。

原告団・弁護団として、このような不当判決は到底是認することはできない。

原告団、弁護団は本判決に強く抗議するとともに、速やかに控訴する予定である。

以上